平成２２年（フ）第５２０号
愛媛県松山市東石井１丁目10番６号
債務者　齋藤　良久
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５１０号
滋賀県草津市大路１丁目７番１―2209号
債務者　寺山　　貴
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５１号
宮城県白石市南町２丁目７番17号
債務者　佐久間敏子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４１４号
山梨県甲府市横根町441番地８
債務者　田中　博之
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新里　清高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
山梨県甲府市古上条町804番地６
債務者　河口　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７９号
神戸市灘区篠原北町３丁目３番７号シノハラマンション501号
債務者　月岡　清市
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５６号
神戸市垂水区多聞台２丁目11番12―208号
債務者　坂下　満子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０６号
兵庫県伊丹市昆陽南２丁目３番１―303号、前住所兵庫県伊丹市中野北３丁目４番４―201号
債務者　黒川　仁志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７９０号
兵庫県姫路市余部区上余部392番地６
債務者　福住　麻子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５１号
兵庫県三田市学園３丁目１番地Ｂ棟103号、前住所兵庫県西宮市老松町13番14号
債務者　白井　明永
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　展久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６８号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地57向山工場社宅201号佐藤方、住民票上の住所埼玉県越谷市大字弥十郎723番地５
債務者　石原　　正
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
新潟県上越市大潟区土底浜3199番地
債務者　髙原　　毅
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　幸知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第２２１号
福井県越前市押田１丁目４番38号
債務者　株式会社越前基礎土木
代表者代表取締役　谷口　洋一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４４９号
宮崎市大塚町樋ノ口2000番地４　サンライズ大塚102号、前住所宮崎市大塚町八所3777番地１　フィールドゴッド21―203号
債務者　瀬戸口洋子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６７号
北海道上磯郡知内町字森越41番地
債務者　東出　隆之
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４６８号
北海道上磯郡知内町字森越41番地
債務者　東出　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５１０号
北海道北斗市谷好２丁目６番３号
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
函館地方裁判所